

上山市届出保育施設等利用者保育料負担軽減補助金算定表

保護者氏名

児童氏名

入所施設名

●期間：令和 年 月 ～ 令和 年 月

月	A 保育料(円)	段階的負担軽減分（県分） （市町村民税所得割課税額169千円未満の場合）				段階的負担軽減分（市分） （市町村民税所得割課税額97千円未満の場合）			第 2 子以降児童保育料公費負担分 （第2子以降の場合）			補助額合計(円) ※E + H + K
		B 上限額(円) ※届出保育施設等・幼稚園＝42,000円(令和8年10月1日以降は45,700円) ※企業主導型保育事業所＝0歳37,100円、1～2歳37,000円	C 対象額(円) ※AとBを比較して低い方の額	D 補助率 ※97千円未満＝1/2 ※97千円以上169千円未満＝1/4	E 補助額(円) ※C×D	F 対象額(円) ※97千円未満＝C	G 補助率 ※1/2	H 補助額(円) ※F×G	I 上限額(円) ※第2子以降＝50,000円	J 対象額(円) ※(A－E－H)とIを比較して低い方の額	K 補助額(円) ※J	
合計												

※ 市町村民税課税額は、父母の合算額です。ただし、主に生計を支える方が父母以外の場合は、その方の所得割額も合算されます。

※ 第 2 子以降児童は、1 8 歳未満（年度途中で満 1 8 歳に達する日以降の最初の 3 月 3 1 日までの間）の生計を一にする兄又は姉がいる場合に該当します。

●確認欄（上山市記載）

※施設種類	☐ 届出保育施設等 ☐ 企業主導型保育事業所 ☐ 幼稚園 ☐ 児童館・児童センター
※市町村民税所得割課税額	☐ 97千円未満 ☐ 169千円未満 ☐ 169千円以上
※年齢区分	☐ 0 歳児 ☐ 1 ～ 2 歳児
※児童区分	☐ 第 1 子 ☐ 第 2 子 ☐ 第 3 子以降
※同時在園	☐ 同時 2 人 ☐ 同時 3 人以上 ☐ 適用なし